

(大和郡山市)

## マイナンバー（個人番号）記入用紙

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始され、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、保育所等利用申込みの手続きの際、マイナンバーが必要（申込児童と同居している方すべて）になります。

以下記入欄に、同居している方について記入してください。

続柄	氏名	マイナンバー（個人番号）									
申込児童											
父											
母											

### 窓口での本人確認が必要になります。

申込児童、同居している方すべての方の「番号確認」と、窓口に来られた方の「本人確認（身元確認）」をさせていただきますので、**次のものを持参してください。**

#### ◆番号確認書類 ※「支給認定申請書 兼 保育所等入所申込書」に記載の人すべて

(次のうち1つ)

- ・個人番号カード（顔写真付）または通知カード（顔写真なし）
- ・個人番号記載の住民票の写し
- ・個人番号記載の住民票記載事項証明書

#### ◆窓口に来る人の身分を確認できるもの（窓口に来られる保護者のもの）

※個人番号カード（顔写真付）があれば、番号確認と身元確認を1枚で行うことができます。

**公的証明書（顔写真付）の場合…1つ必要**

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等

**公的証明書（顔写真なし）の場合…2つ必要**

健康保険証、介護保険証、年金手帳等